

鉢植木賃貸借仕様書

1. 設置場所は、下表のとおりとする。
2. 鉢植木は、樹高 1.2m 以上の大鉢で季節に合った観葉植物とする。
3. 鉢植木は、原則として毎月初めに取り替えることとする。
4. 鉢植木の保守は、毎月 1 回以上行うこととする。また、1 級園芸装飾技能士が行うこと。
5. 鉢植木に枯れや虫が発生する等の不具合が生じた場合又は厚生企画室より連絡があった場合は、総括管理業務実施者の指示に従い、直ちに交換するなど対応すること。
6. 取替え作業日の 1 週間前までに、総括管理業務実施者を通じて厚生企画室に作業届を提出すること。また、取替え後、速やかに鉢植木設置報告書を、総括管理業務実施者を通じて厚生企画室に提出すること。

鉢植木設置場所一覧表

局 課 名	数 量	建物・階・室番	備 考
大臣室	4	本館 11 階 東 1	
副大臣室	2	本館 11 階 東 3	
	2	本館 11 階 東 4	
大臣政務官室	2	本館 12 階 東 6	
	2	本館 12 階 東 7	
事務次官室	2	本館 11 階 西 1	
経済産業審議官室	1	本館 15 階 東 1	
官房長室	2	本館 11 階 西 1	
事務次官等秘書室（来客待機場所）	1	本館 11 階 西 1	
総括審議官室	1	本館 11 階 西 6	
技術総括審議官室	1	本館 12 階 東 1	
審議官（調査統計グループ長）	1	別館 9 階 939	
福島原子力事故処理調整総括官	1	別館 7 階 714	
厚生企画室	4	本館 ロビー	
	3	別館 ロビー	
	2	別館 11 階 1103	健康支援センター
	1	別館 11 階 1104	診療所
経済産業政策局長室	1	本館 7 階 東 1	
地域経済産業グループ長	1	別館 7 階 712	
通商政策局長室	1	本館 15 階 西 1	
貿易経済協力局長室	1	本館 13 階 東 1	

産業技術環境局長室	1	別館	6階	647	
製造産業局長室	1	本館	5階	東1	
商務情報政策局長室	1	本館	3階	東1	
商務・サービス審議官室	1	別館	3階	328	
小計	40				
資源エネルギー庁長官室	2	別館	4階	438	
資源エネルギー庁次長室	1	別館	4階	438	
首席国際カーボンニュートラル政策統括調整官	1	別館	5階	523	
首席エネルギー・地域政策統括調整官	1	本館	8階	東1	
省エネルギー・新エネルギー部長	1	別館	5階	514	
資源・燃料部長	1	別館	4階	414	
電力・ガス事業部長	1	別館	5階	533	
小計	8				
中小企業庁長官室	1	別館	7階	747	
中小企業庁次長室	1	別館	7階	747	
中小企業庁事業環境部長室	1	別館	7階	729	
中小企業庁経営支援部長室	1	別館	7階	730	
小計	4				
合計	52				

15
16 注：上記の設置場所（室名、室番号等）は変更する場合がある。

17

18

以上